



世界を呼び込め! 外国人旅行者をショッピングでおもてなし

さあ、免税店になろう!

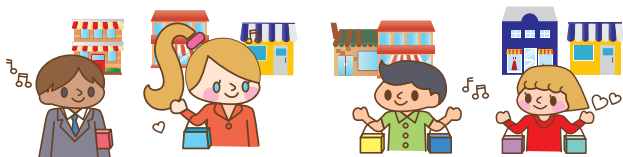
免税店制度って何?

● 免税店を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される制度です。

※免税対象金額を満たす必要があります。(右図参照)

※事業用又は販売用として購入されることが明らかなものについては免税の対象になりません。

● 免税店になるには、販売場ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の許可が必要になります。



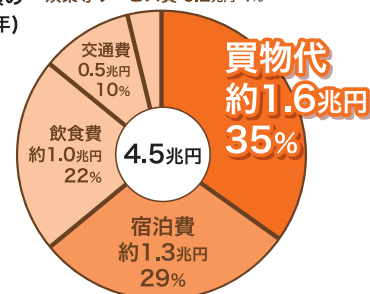
全ての物品が免税対象

| | | | |
|------------|-----------------|-----------------|--|
| 一般物品 | 家電・バッグ・衣料品等 | 5,000円以上 | |
| 消耗品 | 食料・飲料・医薬品・化粧品等 | 5,000円以上、50万円以下 | |
| 一般物品 + 消耗品 | 「一般物品」と「消耗品」の合算 | 5,000円以上、50万円以下 | |

なぜ今、免税店制度なの?

- 訪日外国人旅行消費額のうち買物代は3分の1を占め、たくさんの外国人旅行者が日本でショッピングを楽しんでいます。
- 訪日外国人はショッピングに平均約5万1,000円を支出しています。街で外国人をよくみかけませんか?
2018年の日本を訪れた訪日外国人旅行者数は3,119万人となり、この6年で約3.7倍となりました。

● 訪日外国人旅行消費額の費目別構成比(2018年)



出典: 観光庁「訪日外国人消費動向調査」

免税店を応援します!

海外や訪日外国人への情報発信

- 日本政府観光局(JNTO)のHPやスマートフォンアプリ (Japan Official Travel App) で免税店舗の情報を発信します。

免税店シンボルマーク

- 免税店のブランド化・認知度向上のための免税店シンボルマークで免税店をアピールできます。



Japan. Tax-free Shop



免税店向け支援ツール

- 免税店の手引きや、免税手続の多言語説明シートを提供しています。



免税店 手引き

検索

制度や申請方法など、詳しくはこちらをご覧ください

※「免税店」とは、消費税法第8条に定める「輸出品販売場」のこと。



これまでの免税店制度拡充の取り組み

拡充第1弾 対象品目拡大 (2014年10月1日運用開始)

これまで免税対象外であった消耗品(食品、飲料、薬品、化粧品等)も免税対象に加わり、お菓子や地酒など、地域ならではの名産品も免税販売できるようになりました。



拡充第2弾 免税手続き一括カウンター (2015年4月1日運用開始)

商店街や物産センター等において免税手続き一括カウンターを設置することにより、外国人対応や免税手続きに不安のあるお店でも、免税店になることができるようになりました。



拡充第3弾 免税対象金額の引き下げ (2016年5月1日運用開始)

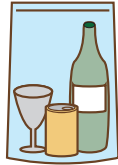
免税の対象となる金額が引き下げられ、単価の低い民芸品や伝統工芸品についても、免税で購入しやすくなることで、外国人旅行者に地方でより多くの買物をしていただけるようになりました。



拡充第4弾 その1 「一般物品」と「消耗品」合算 (2018年7月1日運用開始)

一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合算で下限額(5,000円以上)を満たせば免税販売できるようになり、外国人旅行者にさらに免税で購入いただきやすくなりました。

※合算する場合は、特殊包装等消耗品と同じ要件を満たす必要があります。



拡充第4弾 その2 免税販売手続きの電子化 (2020年4月1日運用開始)

現行の紙による免税販売手続き(購入記録票のパスポートへの貼付・割印等)を廃止し、免税販売手続きを電子化します。

※2021年9月30日までは、現行の紙による免税販売手続きも認められます。



拡充第5弾 「臨時免税店制度」の創設 NEW (2019年7月1日運用開始)

地域のお祭りやイベント会場等において、7月以内の期間を定めて設置する臨時販売場は、一定の要件を満たす場合、消費税免税店として免税販売を行うことができるようになります。



免税店制度相談窓口

| | 観光庁・地方運輸局 | | 経済産業省・地方経済産業局 | |
|-----|----------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| 北海道 | 北海道運輸局 観光企画課 | TEL. 022-290-2700 | 北海道経済産業局 産業振興課 | TEL. 011-709-1728 |
| 東北 | 東北運輸局 観光企画課 | TEL. 022-791-7509 | 東北経済産業局 商業・流通サービス産業課 | TEL. 022-221-4914 |
| 関東 | 関東運輸局 観光企画課 | TEL. 045-211-1255 | 関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 | TEL. 048-600-0286 |
| 中部 | 中部運輸局 観光企画課 | TEL. 052-952-8045 | 中部経済産業局 流通・サービス産業課 | TEL. 052-951-0597 |
| 北陸 | 北陸信越運輸局 観光企画課 | TEL. 025-285-9181 | | |
| 近畿 | 近畿運輸局 国際観光課 | TEL. 06-6949-6796 | 近畿経済産業局 流通・サービス産業課 | TEL. 06-6966-6025 |
| 中国 | 中国運輸局 観光地域振興課 | TEL. 082-228-8703 | 中国経済産業局 流通・サービス産業課 | TEL. 082-224-5655 |
| 四国 | 四国運輸局 観光企画課 | TEL. 087-802-6735 | 四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課 | TEL. 087-811-8524 |
| 九州 | 九州運輸局 観光企画課 | TEL. 092-472-2330 | 九州経済産業局 流通・サービス産業課 | TEL. 092-482-5511 |
| 沖縄 | 沖縄総合事務局 運輸部企画室 | TEL. 098-866-1812 | 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 | TEL. 098-866-1731 |

上記相談窓口の他、税務署でもご相談を受け付けております。
所轄の税務署まで、お問い合わせください。